

四 労使関係の動向

(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(1) 積権化した労働運動

一 二五年夏以来のいわゆる赤追放、全労連の解散等朝鮮動乱を契機とする反共治安対策の強化、その他内外の政治経済情勢の変化によつて多分に受身の状態に追いかまれていた労働運動は、七月の総評結成以来着々とその組織の整備をすすめ、年末には散発的ながら一応越年闘争への結集をみた。そしてこの間、動乱景気により企業利潤が著しく増大したにもかかわらず、労働者の生活水準は物価の騰貴を反映してはかばかしい改善を示さなかつたため、二六年に入ると共に労働組合は経済闘争に重点を置いてふたたび積極的な攻勢に転じはじめた。

二 また春頃より講和問題や労働法規改正、行政整理等をめぐる組合側の反対運動も一部におこり、年間の労働運動は春秋両季の盛上りを経て、年末の闘争には昭和二三年以来の高まりをみせている。

四 労使関係の動向

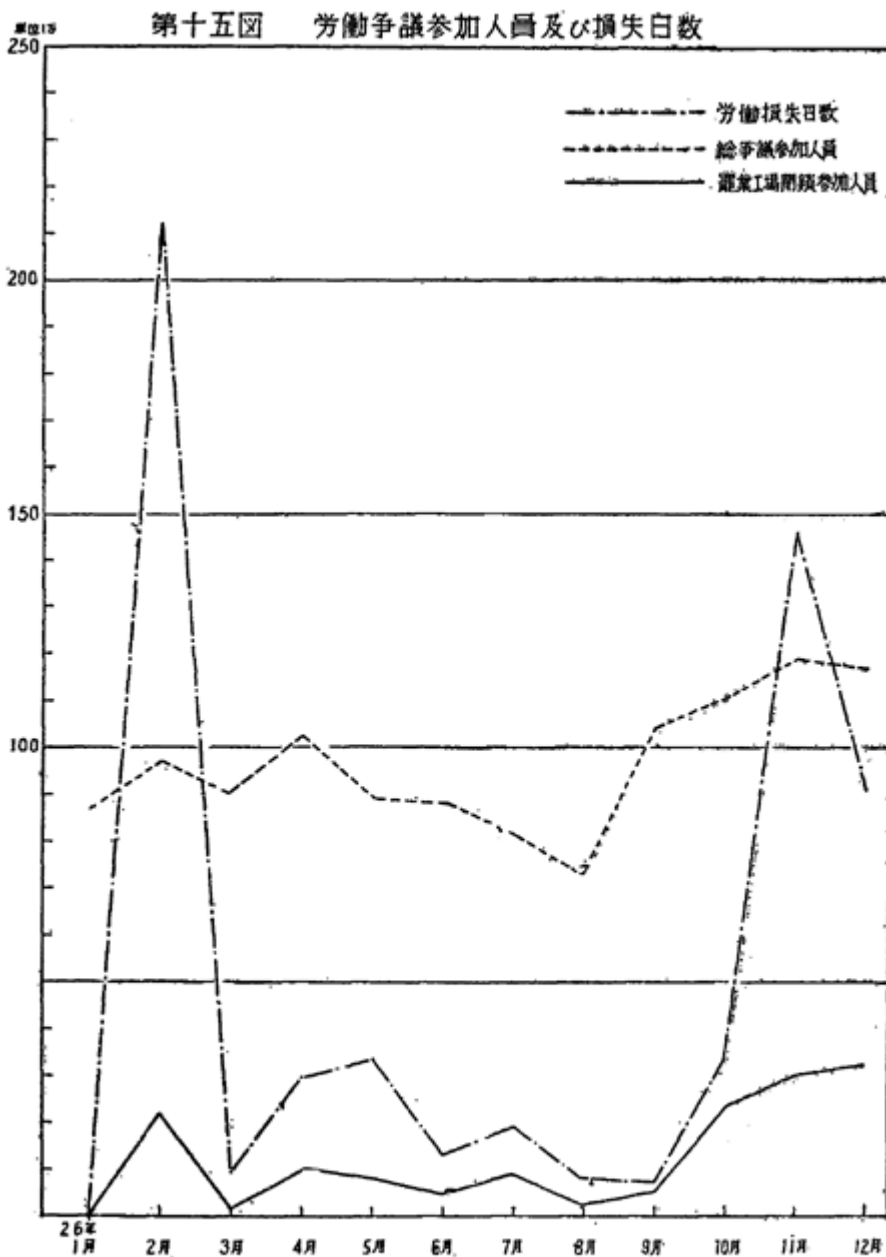
(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(2) 賃金要求を中心とした春季闘争

三 春季闘争においては、動乱後の物価高に対する労働組合の賃上要求が、特需にもとづく企業利潤の増大を背景として打出された。まず、一月中旬には全闘委員会(全国民主労働組合闘争委員会の略)で民間労組と官公労とを包含した春季闘争方針が協議され、(1)賃金引上げ(2)労働基本権の確立(3)平和擁護・自主独立、の三基本闘争目標が決定された。主要労組は二月の炭労ストを皮切りとしてよ坊やく実力行使の段階に入り、電産、全日通、全鉱、全自動車、海員、私鉄、全織(特に羊毛)、全港湾等の大組合がつぎつぎに経済要求をかかげてストに入った。

四 この春の労働攻勢は七月の私鉄、八月の全織羊毛部会の妥結を以て一段落したが、第一に、その性格が純経済闘争であつて政治的な色彩を全くもたなかつたこと、第二に、二月から八月まできわめて長期間にわたつて争議がつづけられたこと、最後に、労働組合側の要求は企業の活況を反映して、相当の貫徹率を以て解決されたものが多かつたこと、などで特徴的であつた。なお、組合側はこれらの争議を通じ平均して約二〇%の賃上げを獲得した。

第十五図 労触争議参加人員及び損失日数



(注) 労働省労働争議統計による

四 労使関係の動向

(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(3) 労働組合の講和論争

五 一方、二五年秋のダレス特使の来日を契機として具体的な日程にのぼるにいたつた講和問題をめぐり、二六年春の労働組合大会または中央委員会において白熱的な論議が交された結果、総評、新産別、国鉄、日教組、全逓、全専売、合成化学、電産、私鉄総連、全鉱、全日通、全自動車、全港湾等大部分の主要組合は全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対のいわゆる平和三原則(或いは再軍備反対を含む平和四原則)を決定した。これに対し総同盟、海員、全織同盟等一部組合は反対の態度を表明し、炭労、自治労協、全造船は含みのある立場をとつた。

六 このような春の組合大会における講和問題をめぐる動きは、講和条約の締結が目前となつてあてられたが、七月には総評が主導権を握つた平和推進国民会議が結成され、労働組合のみならず宗教団体をも含めた広汎な組織として平和運動を展開した。なおこの動きは、講和、安保の両条約が締結された九月八、九日以後は両条約批准反対運動に移行し、更に一二月の批准決定後は再軍備反対闘争に転じた。

四 労使関係の動向

(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(4) 労働法規の改訂問題

七 労働組合を中心とする平和運動とならんで、労働法規改訂やゼネスト禁止法案の立案等をめぐる組合側の動きもようやく積極化し、六月には総評を中心とする労働法規改悪反対闘争委員会が結成されたが、その闘争方針にしたがい、炭労をはじめとする主要組合の大部分が大会を通じて労働法規改悪反対の態度を明かにし、スト権委譲その他を決定した。

八 一方、八月下旬には団体等規正令、公職追放令を法律化した国家公安保障法案が臨時国会に提出される可能性が強くなり、さらに九月下旬には、ゼネスト禁止の立法が考慮されていることが明らかにされた上、国家公安保障法を団体等規正法と改称して臨時国会に提出するような動きも示された。そのため、各組合とも秋の定期大会における論議は賃金問題と並んで労働法規闘争、就中ゼネスト禁止法反対闘争に集中し、一月初旬までに炭労、全自動車をはじめとする主要組合は揃って実力行使をも辞さない態度を明かにした。

九 このような情勢にあつて、総評も一二月には「ゼネスト禁止法こそ労働法規改悪の先駆をなすもの」として「非常事態宣言」を発し当、当面の闘争の重点を批准反対闘争から、労働法規改悪反対闘争に移すこととし、警告ストの実施を決定した。

これに対して経営者側はこのような政治ストは健全な労組のとるべき態度でないとし、もし実力行使する場合には、経営者として断乎たる処置に出るべきであるとの見解を表明した。

一〇 しかるにその後、ゼネスト禁止法、団体等規正法の両法案の臨時国会提出は見合されることになつたため、時限ストは一応見送られ、この問題は将来に持越されることとなつて越年した。

四 労使関係の動向

(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(5) 広汎な秋季労働攻勢

一一 以上のように九月の講和、安保の両条約の締結、一一月の批准等、重要な客観情勢の推移に加えて、八月以降の米価、電力料金、運賃等の値上りにもとづく生計費の高騰は、春以来懸案になっていた賃金、利潤の不均衡問題を背景としてふたたび広汎な賃金改訂闘争を展開させるにいたつた。いわゆる秋季労働攻勢は、炭労及び電産の争議を皮切りに、全鉱、全日通、全自動車等がこれにつづき、労働組合はその結果として大体一〇%乃至二〇%の賃上げに成功した。

一二 この期の闘争の主要な特色は、第一に、平和闘争、労働法規改悪反対闘争と結びつきながら、依然その主軸をなしていたものは賃上要求を中心とする経済闘争であつたこと、第二に、上半期には企業が一般的に好況であつたのにひきかえ、下半期には景気の中だるみがようやく顕著になつてきたため、各組合の積極的な闘争にもかかわらず、労働者側は一般にかなりの苦境に立たされたこと、等であつた。

四 労使関係の動向

(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(6) 越年闘争の展開

一三 かくて秋の労働攻勢はそのまま越年闘争に移行したが、私鉄総連、全織同盟、鉄鋼労連等の大組合をはじめ中小組合にいたるまでこれに参加し、官公労、官労等に属する公務員組合も、ベース・アップ、生活補給金等の要求をかかげて例年になく活潑な動きをみせた。

一四 その結果、一二月の争議行為を伴う争議の件数は、昭和二一年一〇月以来の記録を残し、労働損失日数も炭労が参加しなかつた月だけをとれば、二三年の三月闘争以来の数字を示した。しかもその中には、全織綿紡部会や三越のように戦後始めて罷業を行つた組合のあつたことも注目すべき現象で、労働運動は二四年以来の後退から本年ふたたび大きな盛り上りを示すに到つた。

四 労使関係の動向

(一) 労働運動はふたたび活潑化してきた

(7) 労働戦線統一の気運

一五 二六年の労働運動は、このように年間を通じて次第に活潑になつたが、一方講和という重大問題に直面して、労働組合がその態度の決定をせまられた結果、従来おおいかくされていた内部の対立も漸く兆しはじめた。即ち、三月の総同盟の決定的な分裂を皮切りに、五月にはメーデー事件、六月には国鉄大会における星加案と横山案の対立、八月には総評左派による労働者同志金の発足、九月には総同盟を中心とする民主労働運動研究会の発足、一〇月には講和、安保の両条約をめぐる社会党の分裂、十一月には総評内部にある新産別の総評批判というように左右の対立は次第に表面化してきた。

一六 しかし、このような対立が一方で表面化しはじめたのと同時に、労働戦線統一の気運も積極化した闘争を通じて漸次醸成されるにいたつた。即ち本年の組合側の闘争方式には全国組合の統制下に集中して闘う傾向が現われてきており、ここに集団交渉方式や企業連等の問題が新しく提出されるとともに、賃金共闘、全闘、労闘、平和推進国民会議等の動向にも、既存の組織の枠をこえた戦線統一への動きがみられた。

一七 なお、二五年七月の総評結成以来、総評を主軸としてすすめられた全国組合の再編成が、本年に入つていささか停滞気味であるのは、総評加入を前提として二五年七月解散した全日労傘下組合(全日土建、全百貨、毎日新聞労組等)が未だいずれも総評の外にあること、日鉱及び全造船を例外として総同盟は左派に指導される総評に対して対立の形をとつていること、三月の鉄鋼労連の結成は総評の主張する「総評枠内での産業別整理」の方針にもとづくものであつたにもかかわらず、現在依然総評加入が見送られでいること、更に総評内部でも左右の対立が激化したとと等の事情によるものであつた。

一八 また、旧全労連系諸組合は総評に対する批判的態度を捨てず、賃金共闘に結集したが、その中核たる全自動車は、一方で労闘に参加して総評との橋渡しの役割を果たすと共に、他方では新しい労組の統一組織結成への動きを示した。しかしながら産別は既存の組織形態にこだわらず、むしろ下からの戦線統一によつてその勢力の浸透を図る方針をとり、全自動車の考え方に反対の態度を示した。

四 労使関係の動向

(二) 労働組合組織はひきつづき減少したが、その減少率はようやく鈍化した

(1) 組織労働者数は前年より五・二%減少した

一九、わが国労働組合の組織数は二四年の春以来減少傾向を辿っているが、その減少率は本年にいたつてようやく鈍化してきた。即ち労働省の労働組合基本調査によれば、昭和二六年六月末現在の単位組合数は、二七、六四四組合、組織労働者数五、七七三、九〇八人で、前年同期に比べ、組合数では一、五〇〇組合(対前年同期比五・四%減)、組合員数では八七、一三四人(同五・二%減)の減少となつている。ただしこの減少を前年の減少五、五四四組合、八八一、五七五人と比較すれば減少の割合はかなり縮小した。(第六五表参照)

第65表年月別組織労働者数

第65表 年月別組織労働者数

年 月	組 合 数	組 合 員 数	組合員の対前年増減	推定組織率
昭和22年6月	23,323	5,692,179	2,012,208	46.8%
昭和23年6月	33,926	6,677,427	985,248	54.3%
昭和24年6月	34,688	6,655,483	— 21,944	55.7%
昭和25年6月	29,144	5,773,908	— 881,575	45.9%
昭和26年6月	27,644	5,686,774	— 87,134	42.6%

(注) —は減少を示す、労働組合基本調査による

二〇 このように組織労働者の減少傾向は依然継続しているが、その減少率が鈍化したのは朝鮮動乱後の特需による景気の回復と、それに伴う雇用の増大にもとづくものと思われる。

二一 二六年六月の調査によれば、単位組合の組織別分布は、企業別組織三三、七〇六(八五・八%)、産業別組織二、一七〇(七・八%)、職業別組織一、〇八三(三・九%)、其他六八五(二・五%)で、企業別組織が圧倒的な割合を占めているが、わが国の多くの労働組合が一社、一工場毎に組織されていること、言いかえれば企業の組織をそのまま基礎として結成されていることにより、組合の組織そのものが企業の盛衰を反映して動揺する点を見逃しえない。(第六六表参照)

第66表 単位組合の組織別組合数及び組合員数

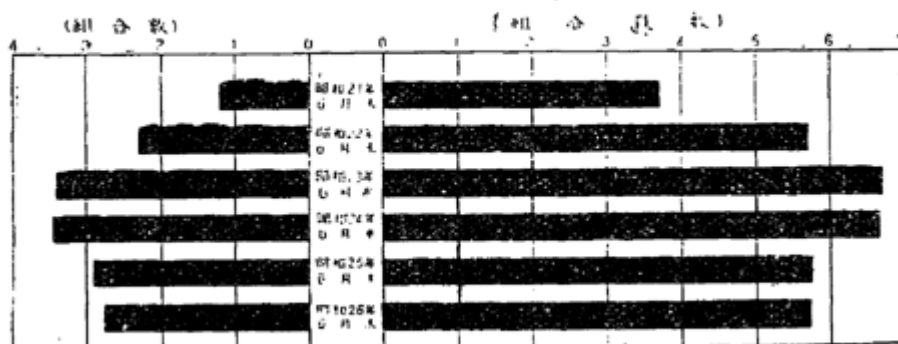
第66表 単位組合の組織別組合数及び組合員数

単位組合の組織	組合数	百分率 (%)	組合員数	百分率 (%)
合計	27,644	100.0	5,686,774	100.0
企業別組合	23,706	85.8	4,451,981	78.2
産業別組合	2,170	7.8	777,392	13.7
職業別組合	1,083	3.9	270,153	4.8
その他	685	2.5	187,248	3.3

(注) 労働組合基本調査による

第十六図 戦後の労働組合数及び組合員数

第十六図 戦後の労働組合数及び組合員数



四 労使関係の動向

(二) 労働組合組織はひきつづき減少したが、その減少率はようやく鈍化した
 (2) 組合数の減少は特に小規模組合に著しかった

二二 つぎに単位組合における組合数の減少を規模別にみると、組合員数四九人以下の小規模組合が一年間に一、三〇九組合減少しており、これは、減少組合総数の八七・三%を占め、組合の減少がとくに小規模組合において大であつたことが解る。(第六七表参照)

第67表 規模及び年前組合数及び組合員数

第 67 表 規模及び年別組合数及び組合員数
 [()内の数字は百分率を示す]

規 模	昭和25年 6 月		昭和26年 6 月	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合 計	21,144(100.0)	5,773,908(100.0)	27,644(100.0)	5,686,774(100.0)
2,000人 以上	314 (1.0)	1,347,459 (23.3)	382 (1.2)	1,354,311 (23.8)
1,000人～1,999人	638 (2.8)	860,482 (14.9)	635 (2.3)	851,404 (15.0)
500人～ 999人	1,466 (5.0)	1,012,020 (17.5)	1,464 (5.3)	993,907 (17.5)
200人～ 499人	3,851 (18.2)	1,184,573 (20.5)	3,885 (13.9)	1,175,115 (20.7)
100人～ 199人	4,793 (16.4)	675,587 (11.7)	4,595 (16.6)	645,491 (11.3)
50人～ 99人	5,450 (18.7)	389,620 (6.8)	5,457 (19.7)	386,676 (6.8)
49人 以下	12,686 (48.4)	304,167 (5.2)	11,826 (41.0)	219,970 (4.9)

(注) 労働組合基本調査による

二三 一方年間に解散した組合を理由別にみると、事業の休廃縮少によるものが三一・四%でもつとも多く、次いで組織変更一八・〇%、組合無用論一七・四%、内紛、財政赤字、指導者の欠如一〇・五%、自然消滅一一・〇%となつておりここで動乱後の景気の跛行性を反映して、概ね小規模企業が未だ立直らず休廃縮少の危機にさらされているという事情が、前の小規模組合の著しい減少と関連して推察できる。(第六八表参照)

第68表 組合の解散理由及び年次別組合解散件数

第 68 表 組合の解散理由及び年次別組合解散件数

〔()内は%〕

解 散 理 由	昭和24年7月 ～25年6月	昭和25年7月 ～26年6月
合 計	8,832(100.0)	5,328(100.0)
事業所の休業及縮少	3,263 (36.9)	1,671 (3.1)
組 織 変 更	1,695 (19.2)	960 (18.0)
組 合 無 用 論	2,107 (23.9)	925 (17.4)
内紛、財政不如意	176 (2.0)	561 (10.5)
指導者欠除滅	1,591 (18.0)	586 (11.0)
自然消滅		625 (11.7)
そ の 他		

(注) 労働組合基本調査による

二四 また、組織労働者数を六月における労働力調査の総雇用者数と対比して組織化の程度を推定した本年の推定組織率は四二・六%で、前年より三・三%の減少となり、これはほぼ二二年の一―三月の組織率に等しい。しかしながら、組織労働者の実数は二二年七-八月の水準を保っており、本年における三・三%の減少はむしろ雇用者の増大(二六年六月一、三三六万、前年に比して七八万増)によるものである。(第六五表参照)

なお、産業別の推定組織率は、鉱業の一〇〇・〇%がもつとも高く、運輸通信その他の公益事業七三・八%、公務四七・六%で、農業、林業及び狩猟業の一〇・二%が最低である。(第六九表参照)

第69表 産業別単位組合数及び組合員数

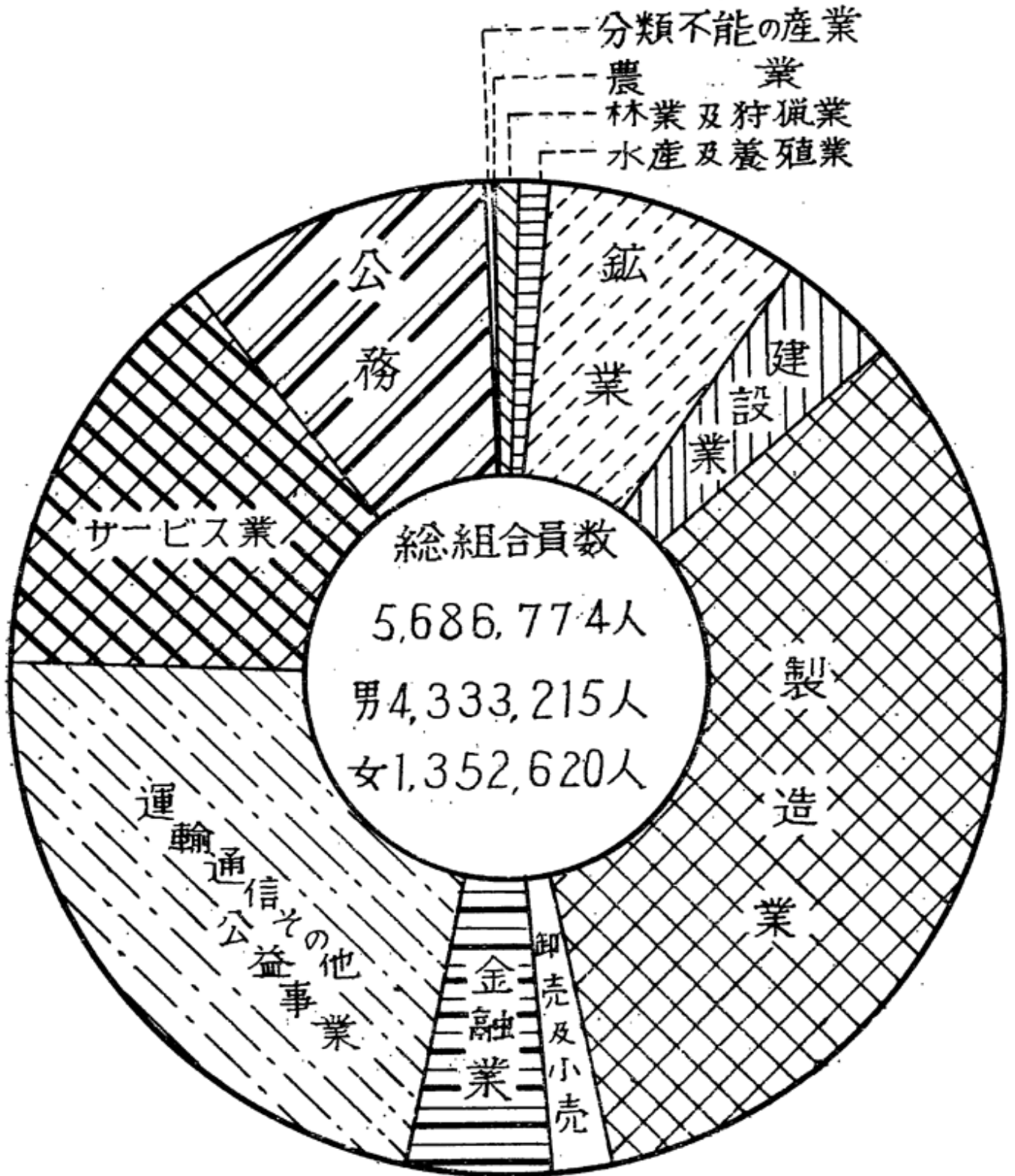
第 69 表 産業別単位組合数及び組合員数

〔昭和 26 年 6 月現在〕

産 業	組 合 数	組 合 員 数	推 定 組 織 率
全 産 業	27,644	5,686,774	42.6
農 業	180	6,443	10.2
林 業 及 狩 猟 業	544	45,376	
漁 業 及 水 産 養 殖 業	120	45,064	32.2
鉱 業	1,193	470,149	100.0
建 設 業	1,532	215,318	25.6
製 造 業	9,644	1,879,741	40.5
卸 売 及 小 売 業	1,017	111,909	19.5
金 融 保 険 業	1,526	263,097	
不 動 産 業	8	884	
運輸通信其他の公益事業	5,298	1,284,117	73.8
サ ー ビ ス 業	3,481	795,040	41.4
公 務	3,086	568,514	47.6
分 類 不 能 の 産 業	15	1,122	—

(注) 労働組合基本調査による

第十七図 産業別組織労働者数



(注) 労働組合基本調査による (昭和26年6月末)

二五 産業別組織労働者の分布を見ると、製造業が約一八八万人(総組合員数の三三・一%)で第一位を占め、運輸通信其の他の公益事業約一二八万人(二二・六%)、サービス業約八〇万人(一四・〇%)、公務五六万人(一〇・〇%)、鉱業四七万人(八・三%)がこれについている。

これを二五年六月に比べると、減少の著しかった産業は卸売及小売(五万五千減)、運輸通信(四万六千減)、鉱業(四万四千減)で、一方製造業(四万三千増)、金融保険(四万増)、サービス(三万五千増)、公務(一万八千増)においては逆に組合員数の増加が見られた。(第六九、七〇表参照)

二六 なお、二五年六月に比し組合数の減少は製造業(七五四減)、公務(五八〇減)、サービス(四〇六減)、卸売及小売(三三七減)等において顕著であり、その反面金融保険(五九三増)、運輸通信其の他の公益事業(二四七増)では組合数が増加している。(第七〇表参照)

第70表 産業別組織労働者数増減

第70表 産業別組織労働者数増減

〔数字は昭和25年6月に対する昭和26年6月のものである〕

産 業	25年6月現在に対する組合員数の増減	25年6月現在数との比較(%)
全 産 業	- 87,134	- 1.5
鉱 業	- 43,816	- 8.5
建 設 業	- 6,553	- 3.0
製 造 業	+ 42,915	+ 2.3
卸 売 及 び 小 売 業	- 54,555	- 32.8
金 融 及 び 保 険 業	+ 39,733	+ 17.8
運 輸 通 信 其 他 公 益 事 業	- 45,983	- 3.5
サ ー ビ ス 業	+ 35,027	↑ 4.6
公 務	+ 18,221	+ 3.3

(注) 労働組合基本調査による

四 労使関係の動向

- (二) 労働組合組織はひきつづき減少したが、その減少率はようやく鈍化した
- (3) 総評を主軸とする全国組合の再編成は一応完了した

二七つぎに、連合団体の動きをみると、二六年六月の労働組合基本調査による主要団体別組織労働者数は、総評二九二万一千(内、新産別六万九千)、六月に再出発した総同盟三一万三千、産別四万六千で、これらの三団体に所属しない全国組合は九一万七千となつている。(第七一表参照)

第71表 加入系統及び年次別組織労働者数

第 71 表 加入系統及び年次別組織労働者数
〔()内は%〕

加入系統	昭和24年6月現在 組織労働者数	25年6月現在 組織労働者数	26年6月現在 組織労働者数
合計	6,655,483(100.0)	5,773,908(100.0)	5,686,774(100.0)
日本労働組合総評議会	—	—	2,921,228 (51.4)
全国産業別労働組合連合	—	54,914 (1.0)	69,467 (1.2)
全日本産業別労働組合会議	1,026,103 (15.3)	290,086 (5.0)	46,708 (0.8)
日本労働組合総同盟	913,827 (13.7)	835,115 (14.5)	313,448 (5.5)
全日本労働組合連盟	—	58,968 (1.0)	—
以上の団体に加入しない全国組合	3,403,086 (51.1)	3,192,308 (55.3)	912,764 (16.1)
全国組合の連合体又は全国組合に加入しない組合	1,318,380 (19.8)	1,461,273 (25.3)	1,675,257 (28.2)

(注) 労働組合基本調査による

二八 即ち、民同系組合の大同団結を指向して、二五年三月「日本労働組合総評議会準備会」として、発足し、同年七月に結成大会を行つた総評は、同年一一月の新産別加入によりわが国労働者の約半数をその傘下に結集して、その産業別再編成を一応完了したがその後は二六年六月に化学産業労組同盟が設立されたのみでそれ程進展していない。これに対して左派系の産別の現勢力も前年同期よりさらに二四万をこえる減少を示し、全組織労働者に対する所属組合員数の比率は前年の五・〇%から〇・八%に低下し、全労連の解散とならんで表面に現れた左派系組合の凋落が著しい。なお、全国組合またはその連合体に加入しない中立組合の数は一、六〇六、二二八(二八・二%)と前年より二・九%の増加を示している。

二九 この他、本年の組合組織にわける特殊な問題として国鉄機関車労組の結成が指摘される。すな

わち国鉄機関車協議会の問題をめぐる国鉄労組の分裂は、五月についに決定的となり、日本国有鉄道機関車労組が設立されたが、これは企業別組合が圧倒的な割合を占めるわが国で、従来くすぶっていた職能別の利害の問題が、前面に押し出された典型的な例である。この問題を契機として職能別組合結成の動きは他産業にも波及するかと注目されたが、目立つた動きは未だあらわれていない。

四 労使関係の動向

(二) 労働組合組織はひきつづき減少したが、その減少率はようやく鈍化した (4) 労働協約の締結数は若干増加しつつある

三〇 労働協約は組合にとって活動の基礎であるばかりでなく、争議条項、労働条件、人事条項等いずれも労働関係の基調をなすものである。戦後わが国労働組合の発展に伴い、協約の締結数はその内容はともかくとして逐年増加の傾向を辿っていたが、二四年に入ると公務員組合の締結権喪失、改正組合法の施行等によつて締結率がとみに低下した。しかしその後、合理的な協約締結の必要を労使双方が要望する気運が高まり、当局も積極的な締結促進運動にのり出したため、締結率には本年ふたたび増加がみられはじめた。

三一 即ち労働組合基本調査によれば、二六年六月末現在において労働協約の適用を受ける単位組合数は一〇、二三九組合で別労働争、議件数及び参加人員数あつて、協約を締結することが出来る労働組合法、公共企業体労働関係法関係の総組合数と比較して締結率を求めてみると、五〇・五%でほぼ半数の組合が協約の適用を受けている。これ、を前年に比較すると四・五%の増加がみとめられる。(第七三表参照)

三二 また、協約の適用を受けている組織労働者数は二、六四六、二一九人で、協約を締結することが出来る組合の総組合員数と比較して適用率を求めるならば、六一・八%で締結率よりやや高く、比較的大規模の組合の方が締結の割合が高くなつていていることを示している。

三三 なお、労働協約を独自に締結している組合を組織別にみれば、五、一三九組合のうち企業別の組合が四八八で九五%を占め、一会社、一工場の組合や企業別の連合団体が比較的締結し易いことを示している。一方同種め産業を中心に結成されている産業別の組合にあつては二〇八組合、職業別の組合では四一組合と低い比率を示している。

三四 最後に「労働者の資金を労働者の手で、労働者のために」のスローガンの下に、二五年九月岡山県に始まつた労働金庫の運動は、総同盟第四回全国大会、総評第二回全国大会の決議等を契機として全国的に普及し、二六年末までに丸九地方において発足をみた。労働金庫の預金を二七年一月までに業務を開始した八労働金庫についてみれば累計三億二千万円で、このうち兵庫の七千万円を筆頭に北海道六千九百万円、岡山、千葉は何れも五千万円台である。なお、労働金庫の資本金即ち出資金の総額は各金庫により三百万円から七百万円までであるが、その大部分は労働組合の大口出資である。

第72表年及び争議行為の有無 (全国労働金庫協会の資料による)

第72表 年及び争議行為の有無

年	総 数				争 議 件 数
	件 数	百分率 (%)	参加人員	百分率 (%)	
昭和21年	920	100.0	2,722,582	100.0	810
昭和22年	1,035	112.5	4,415,390	162.2	683
昭和23年	1,517	146.6	6,714,843	152.1	913
昭和24年	1,414	93.2	3,307,407	49.3	651
昭和25年	1,487	105.2	2,384,397	71.0	763
昭和26年	1,188	79.9	2,856,901	121.7	612

(注) 労働省労働争議統計による

別労働争議件数及び参加人員数

行為を伴ったもの			争議行為を伴わないもの			
百分率 (%)	参加人員	百分率 (%)	件 数	百分率 (%)	参加人員	百分率 (%)
100.0	634,983	100.0	110	100.0	2,087,599	100.0
84.2	295,321	46.5	352	32.0	4,120,069	197.0
133.7	2,605,483	882.3	604	171.6	4,109,360	99.7
71.3	1,239,546	47.6	770	127.5	2,067,861	50.3
117.2	1,026,841	82.8	783	101.7	1,321,556	63.9
80.2	878,675	85.6	619	79.1	1,975,635	149.5

第73表 労働協約締結組合数及び組合員数

第73表 労働協約締結組合数及び組合員数 (労働組合基本調査)

年 月	労働協約の適用 をうける組合数	総組合数に 対する比率 (%)	労働協約の適用を うける組合員数	総組合員数 に対する比 率 (%)
昭和26年 6月	5,591	—	—	—
12月	12,902	46.1	3,921,945	62.6
昭和23年 6月	21,301	62.8	5,294,828	79.0
昭和24年 6月	14,099	56.1	3,744,763	76.3
昭和25年 6月	9,746	45.0	2,552,681	58.7
昭和26年 6月	10,329	50.5	2,646,219	61.8

第74表 規模及び争議行為の有無別労働争議件数

第74表 規模及び争議行為の有無別労働争議件数

規 模	総 数		争 議 行 為 を 伴 っ た も の		争 議 行 為 を 伴 わ な い も の	
	件 数	百分率 (%)	件 数	百分率 (%)	件 数	百分率 (%)
合 計	1,188	100.0	612	100.0	576	100.0
1 ~49人	355	29.9	157	25.7	203	35.2
50 ~99	178	15.0	93	15.2	85	14.8
100 ~499	373	31.4	206	33.7	165	28.8
500 ~999	105	8.8	65	10.8	40	7.0
1,000~4,999	120	10.1	60	9.8	57	9.9
5,000人以上	57	4.8	30	4.9	25	4.3

(注) 労働省労働争議統計による

第75表 年及び争議形態別争議件数及び参加人員数

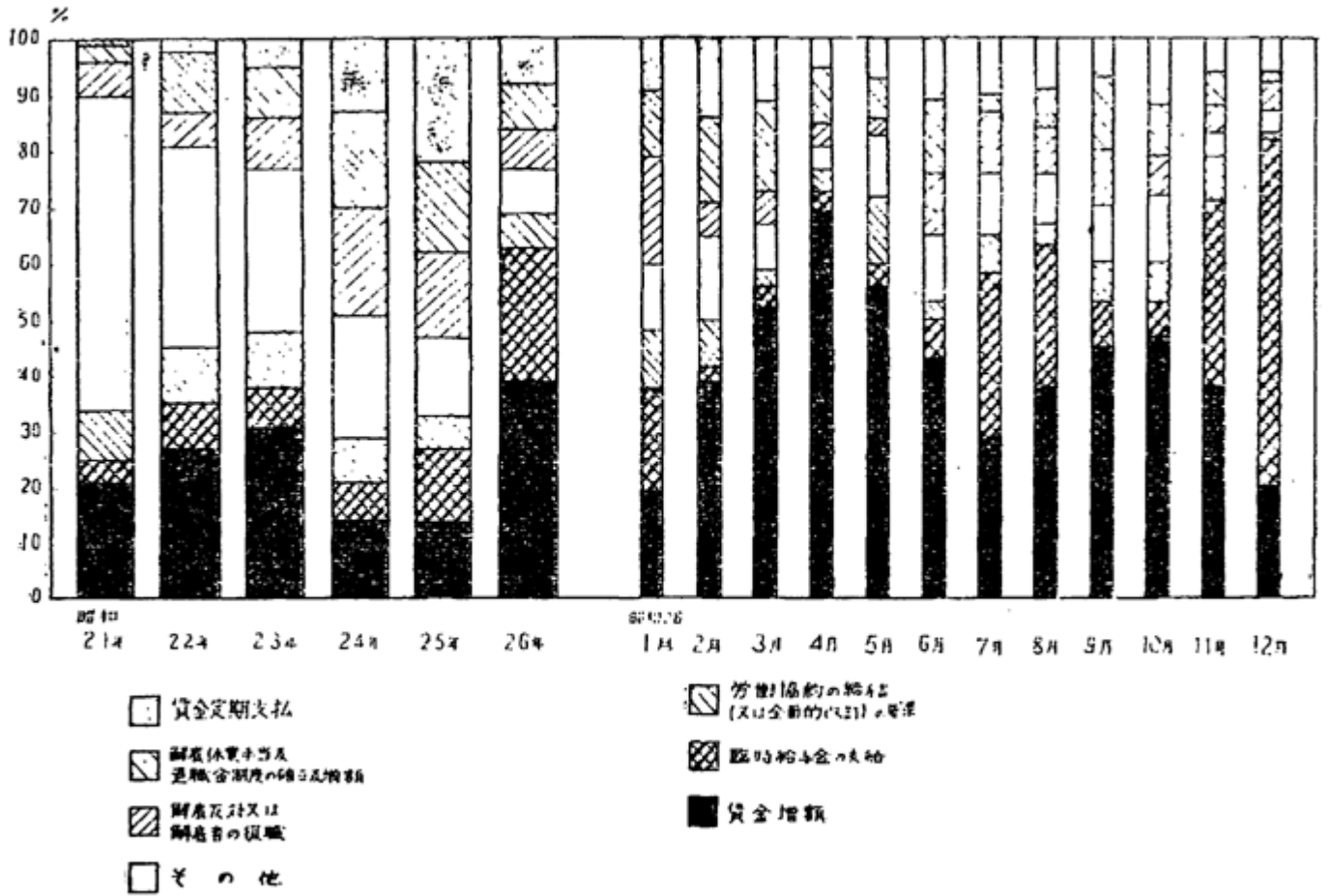
第 75 表 年及び争議形態別争議件数及び参加人員数

年	同 盟 罷 業		工 場 閉 鎖		同 盟 怠 業		業 務 管 理	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
昭和21年	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
昭和22年	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
昭和23年	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
昭和24年	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,322
昭和25年	566	761,050	45	26,588	267	409,356	28	6,446
昭和26年	505	827,096	30	4,123	163	131,034	0	0

(注) 労働省労働争議統計による

第十八図 発生争議主要要求事項別件数比率

第十八回 発生争議主要要求事項別件数比率



(注) 労働省労働争議統計による

第76表 争議件数、参加人員数及び損失日数

第 76 表 争議件数、参加人員数及び損失日数

年	件数	参加人員	損失日数			
			合計	同盟罷業による損失日数	工場閉鎖による損失日数	工場閉鎖の合計に対する割合(%)
昭和21年	702	517,415	6,266,255	6,093,263	172,992	2.8
昭和22年	464	218,832	5,035,783	4,894,235	141,548	2.8
昭和23年	744	2,304,492	6,995,332	6,879,721	115,611	1.7
昭和24年	554	1,122,123	4,320,688	4,252,334	68,354	1.6
昭和25年	584	763,453	5,486,059	5,733,162	352,897	6.4
昭和26年	570	924,053	6,003,433	5,960,983	42,450	0.7

(注) 労働省労働争議統計による

四 労使関係の動向

(三) 労働争議は再び活潑化してきた

(1) 大規模争議が増加し、要求は積極化した

三五 二六年の争議は春、秋の二季に盛上りがみられたことで特徴的であつた。年間の争議件数は総争議一、一八八件、作業停止争議五七〇件で前年に比べ夫々三〇〇件(一〇・一%)、一四件(二・四%)の減少を示したが、参加人員は総争議二八六万人、作業停止争議九二万人で、五十一万人(二一・七%)、一六万人(二一・〇%)の増加、作業停止争議の労働損失日数は六〇〇万日で五二万円(九・四%)の増加となり、全般的にいつて前年とは逆に大規模争議の増加傾向があらわれている。(第七二、七四、七六表参照)

三六 総争議(一〇〇・〇%)に対する争請行為を伴うものの割合は、本年は件数で五一・五%(前年五一・三%)、参加人員で三〇・七%(前年四三・一%)となつた。なお、争議行為を伴うもののうち(ここでは便宜的に同盟罷業、工場閉鎖、同盟怠業、業務管理数の合計を以つてこれにかえる)同盟罷業の割合は件数で七二・三%(前年六二・五%)、参加人員で八六・三%(前年六三・二%)となり、同盟罷業の比重が著しく増大したが、これに対し工場閉鎖、同盟怠業の割合は逆に縮少し、件数では夫々四・三%(前年五・〇%)、二三・四%(前年二九・四%)、参加人員では〇・四%(前年二・二%)、一三・六%(三四・一%)となり、更に業務管理は二六年に入つて皆無となつた。(第七五表参照)

三七 このように春から夏にかけて、一貫して昂揚をつづけた本年の争議は、概ね賃上要求を中心とする積極的、経済的な性格の濃いもので、企業利潤の増大を背景とする争議の短期化傾向、不貫徹の減少、当事者交渉の増大、あるいは大規模争議の増加等が、特徴的であつた。

三八 このような年間の争議の特徴を統計資料によつて分析すると、作業停止争議の損失日数は、総数のうち同盟罷業九九・三%に対し、工場閉鎖〇・三%にすぎず、前年に比べて工場閉鎖の割合は著しく縮少(前年六・四%)しており、本年の争議の積極化傾向は争議形態の上にもうかがえる。なお、工場閉鎖は争議手段としてよりも、小企業の経営難によるものがあらわれてきている。(第七六表参照)

三九 平和闘争、労働法規改悪反対闘争等政治的な組合活動を背景としながらも、本年の労働争議が概ね経済闘争の性格を強く打出していたことは要求事項別発生争議件数を見れば明らかである。すなわち、賃金増額要求は三九・五%で戦後最も大きな割合を占めたが、臨時給与金要求も二三・七%で、特に一二月の割合では戦後最大である。このように本年は積極的な要求が過半数を占めていたのに対し、昨年最も比重の大きかつた定期支払をはじめとする消極的要求が激減した。これは、動乱景気にもとづく企業内容の好転と、物価の騰貴による労働者家計の逼迫を物語つている。(第七七表参照)

第77表年及び発生争議要求事項別労働争議件数

第77表 年及び発生争議

[発生争議の要求事項は2種以上の場合もあるので、要求事項の件数

年	総 数		労働協約の締結(又は全面的改訂)の要求		賃金増額		賃金減額反対	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
昭和21年	3,235	100.0	282	8.7	675	20.9	9	0.3
22年	1,789	100.0	188	10.5	487	27.2	1	0.1
23年	1,977	100.0	207	10.5	615	31.1	9	0.5
24年	1,826	100.0	143	7.8	250	13.7	49	2.7
25年	1,737	100.0	115	6.6	246	14.2	69	4.0
26年	1,399	100.0	79	5.6	553	39.5	8	0.6

(注) 労働省労働争議統計による

要求事項別労働争議件数
と発生件数とは必ずしも一致しない]

賃金定期支払		臨時給与金の支給		解雇休業手当及退職金制度の確立及増額		事業休業止又は操業短縮反対		解雇反対又は解雇者の復職		其の他	
件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
23	0.7	140	4.3	154	4.8	52	1.6	183	5.6	1,717	53.1
38	2.1	153	8.6	155	8.7	47	2.6	113	6.3	607	33.9
93	4.7	155	7.8	153	8.0	53	2.7	179	9.0	508	25.7
252	13.8	127	6.9	306	16.8	67	3.7	347	19.0	285	15.6
369	21.2	225	13.0	275	15.8	31	1.8	259	14.9	148	8.5
114	8.2	332	23.7	108	7.7	18	1.3	98	7.0	89	6.4

第78-a表 労委関与、不関与及び年別労働争議解決件数及び参加人員数

第78-a表 労委関与、不関与及び年別労働争議解決件数及び参加人員数

年	総 数		当事者直接交渉		労働委員会関与		その他	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
昭和24年	1,270 (100.0)	2,030,655 (100.0)	500 (39.4)	525,713 (25.9)	664 (52.3)	1,303,017 (64.2)	106 (8.3)	201,925 (9.9)
昭和25年	1,429 (100.0)	1,441,542 (100.0)	603 (42.2)	470,085 (32.6)	610 (42.7)	358,837 (24.9)	219 (15.3)	613,408 (42.6)
昭和26年	1,147 (100.0)	1,923,849 (100.0)	493 (43.0)	839,315 (43.6)	473 (41.2)	1,020,255 (53.0)	181 (15.8)	64,279 (3.4)

(注) 労働省労働争議統計による

第78-b表 争議期間及び年別労働争議解決件数

第 78-b 表 争議期間及び年別労働争議解決件数
〔 () 内は%〕

年	総 数		5日以内	6日～ 10日	11日～ 20日	21日～ 30日	31日～ 100日	101日 以上
	件数	百分率 (%)						
昭和24年	1,270	(100.0)	204	157	215	148	428	118
			(16.1)	(12.4)	(16.9)	(11.6)	(33.7)	(9.3)
昭和25年	1,429	(100.0)	310	227	245	170	358	119
			(21.7)	(15.9)	(17.1)	(11.9)	(25.1)	(8.3)
昭和26年	1,147	(100.0)	318	224	227	122	201	54
			(27.7)	(19.5)	(19.8)	(10.7)	(17.6)	(4.7)

(注) 労働省労働争議統計による

第78-c表 争議結果及び年別労働争議解決件数

第 78-c 表 争議結果及び年別労働争議解決件数

年	総 数		貫 徹		妥 協		不 貫 徹	
	件数	百分率 (%)	件数	百分率 (%)	件数	百分率 (%)	件数	百分率 (%)
昭和24年	1,270	100.0	137	10.8	845	66.5	288	22.7
昭和25年	1,429	100.0	153	10.7	1,046	73.2	230	16.1
昭和26年	1,147	100.0	91	7.9	970	84.6	86	7.5

(注) 労働省労働争議統計による

四 労使関係の動向

(三) 労働争議は再び活発化してきた

(2) 一件当りの争議期間は短期化した

四〇 つぎに本年の争議の解決状況を労働委員会の関与、不関与別にみると、当時者直接交渉の割合が四三・〇%を占め、昨年より若干増大している。(第七八a表参照)

また、一件当りの争議継続期間が一〇日以下の場合が四七・二%で、二四年の二八・五%、二五年の三七・六%に比べ争議の短期化傾向があらわれている。(第七八b表参照),

なお、解決結果別では、貫徹、不貫徹ともかなり減少しており、妥協によるものが総数の八四・六%を占めているが、この場合にも組合側にとってかなり有利に解決された点は見逃せない。(第七八c表参照)

四一 最後に労働損失日数を産業別にみると例年の通り鉱業が最高で四二三万日(七〇・三%)を記録し、製造業一四〇万日(二三・三%)、運輸通信及びその他の公益事業三五万日(五・七%)がこれについている。

さらに分類を細かくすると、石炭鉱業が三九一万日(六五・〇%)、紡織業六九万日(一一・四%)、化学一四万日(二・三%)機械一四万日(二・三%)で、前年に比べると、女子従業員が圧倒的な割合を占め、比較的意識が低いといわれていた紡織業における作業停止争議の発生が、本年は著しく目立っている。

第79表 産業別労働損失日数

第 79 表 産業別労働損失日数（昭和26年）

産 業	労働損失日数（但し一 万日以上のもののみ）	百分率（%）	争 議 強度率
全 産 業	6,014,512	100.0	1.5
鉱 業	4,230,208	70.3	28.2
石 炭 鉱 業	3,908,311	65.0	—
製 造 業	1,400,499	23.3	1.0
食 料 品 製 造 業	12,176	0.2	—
紡 織 業	685,245	11.4	—
化 学 工 業	140,581	2.3	—
ゴ ム 製 品 製 造 業	13,906	0.2	—
ガラス及び土石製品製造業	12,153	0.2	—
第一次金属製造業	37,413	0.6	—
金属製品製造業	16,847	0.3	—
機 械 製 造 業	139,233	2.3	—
電気機械器具製造業	61,081	1.0	—
輸送用設備製造業	243,874	4.1	—
専門機械理化学機械制御機 械器具写真機光学機械器具 及び時計製造業	18,881	0.3	—
運輸通信及びその他の公益事 業	345,746	5.7	0.7

(注) 1 労働争議関係の統計表のうちこの表のみ年集計にもとづいている
が、他は年集計が間に合わなかつたために月別集計によつた

$$2 \text{ 争議強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{労働者数(労働力調査による)} \times \text{実労働日数(300日)}} \times 1,000$$

3 労働省労働争議統計による